

新佐久市ハーフマラソン大会（仮称）に関わる警備関連業務に係る
公募型プロポーザル審査委員会設置要領

（設置）

第1条 新佐久市ハーフマラソン大会（仮称）に関わる警備関連業務に係る公募型プロポーザル（以下「企画提案」という。）について審査及び評価を行うため、新佐久市ハーフマラソン大会（仮称）に関わる警備関連業務に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

（審査事項）

第2条 審査委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- （1）プロポーザル実施要領等の承認に関すること
- （2）優秀提案者の決定に関すること
- （3）その他必要な事項に関すること

（組織）

第3条 審査委員会は、信州佐久ハーフマラソン実行委員会のうち次に掲げる委員6名で組織する。

- （1）特定非営利活動法人佐久市スポーツ協会
- （2）佐久陸上競技協会
- （3）佐久交通安全協会
- （4）川西交通安全協会
- （5）長野県佐久建設事務所北部事務所
- （6）佐久市教育委員会社会教育部

2 委員は、信州佐久ハーフマラソン大会実行委員会 総会において審議し、選任する。

（任期）

第4条 委員の任期は、選任の日から企画提案の審査及び評価の終了日までとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 審査委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 1 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 審査委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料等の提出を求め、又は関係者の出

席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

4 審査委員会の会議は、非公開とする。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(責務)

第8条 委員は、プロポーザルの参加者に対して援助を行ってはならない。

(庶務)

第9条 審査委員会の庶務は、信州佐久ハーフマラソン大会実行委員会事務局（佐久市教育委員会社会教育部スポーツ課内）において処理する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和5年1月30日から施行する。